

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社B工場に継続して勤務し、同社において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年9月30日）及び資格取得日（22年2月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、120円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年9月30日から22年2月1日まで

A社B工場に昭和19年10月1日から24年7月1日まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B工場において昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月30日に被保険者資格を喪失後、22年2月1日に同社同工場において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の、終戦後に帰郷し復職に至る事実経過の説明は具体性があり、同時期に復職した同僚の証言とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と氏名、生年月日及び年金手帳記号番号が同一の被保険者記録が確認でき、当該記録には被保険者資格取得日が昭和20年12月1日、

資格喪失日が22年2月1日と記載されている。

一方、厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の生年月日に誤りがあるものの、記号番号及び氏名が同一で、申立人のA社B工場における被保険者資格取得日である昭和19年10月1日から、資格喪失日である24年7月1日まで継続した被保険者記録の記載が確認できる。

さらに、A社B工場に勤務した申立人の同僚についても、オンライン記録によると、申立人と同様に被保険者期間の一部に空白期間（昭和20年12月1日から22年2月1日まで）が見られるが、前述の厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和19年10月1日の被保険者資格取得日から32年9月30日（名簿切替時）まで同社同工場において継続した被保険者記録の記載が確認できる。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者記録を管理している日本年金機構C事務センターは「戦時中の被保険者名簿については、職員が一部を防空壕に運び、戦災を免れたものが現存しているが、当該事業所に係る被保険者名簿については復元したものであり、被保険者番号に誤りがあるものもある。申立人については、被保険者台帳の記録の方が信憑性<sup>びよう</sup>があると思われる。」と回答していることから、改めて当該被保険者名簿を確認すると、健康保険整理番号の記載が無く、資格取得日順に記載されておらず、厚生年金保険被保険者番号について判読できない部分もあることなど、当該被保険者名簿の一部については適正に復元及び管理された記録とは言い難いものとなっている。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において継続して厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び資格取得日について、申立人が昭和20年9月30日に資格を喪失し、22年2月1日に資格を取得した記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者台帳から確認できる標準報酬等級の記載から、120円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社B局に継続して勤務し、同社において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年4月1日）及び資格取得日（26年1月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年1月1日まで

A社B局に昭和23年4月1日から54年9月1日まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B局において昭和23年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年4月1日に被保険者資格を喪失後、26年1月1日に同社同局において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社から提出された在籍証明書から、申立人が申立期間も継続して勤務していたことが確認できる上、同社が保管している社会保険記録台帳には、申立人の申立期間に係る昭和25年4月1日、26年1月1日及び申立期間以降も複数回の標準報酬等級の改定記録が記載されており、同社は「当社が保管している社会保険記録台帳では、申立人の昭和25年4月の標準報酬等級が記載されていることから、申立てどおりの届出が行われていたと思われる。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても同様に、昭

和 25 年 4 月、26 年 1 月及び同社 B 局 C 所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる前年の 32 年 10 月まで標準報酬等級が記載されている上、25 年 4 月 1 日の資格喪失及び 26 年 1 月 1 日の資格取得に係る記載が無いことが確認できることから、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が不適切であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において継続して厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人の A 社 B 局における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日について、申立人が昭和 25 年 4 月 1 日に資格を喪失し、26 年 1 月 1 日に資格を取得した記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から 7,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA病院（\*）における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成19年1月26日、資格喪失日は同年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、19万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月26日から同年4月1日まで

私は、B会A病院に勤務し、途中、法人から個人に経営が変わりA病院となった際も、退職することなく継続して勤務していた。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間について加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA病院に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成19年1月26日付けでA病院が厚生年金保険の適用事業所（\*）となった際、同日付けで申立人を含め、従業員72人全員が同事業所に係る被保険者資格を取得しているが、その後、同年5月10日に、申立人を含め同事業所に係る全員の被保険者資格の取得取消処理が遡及して行われるとともに、同年4月1日付けで同事業所が別の事業所番号で適用事業所（\*）となった際に、申立人は、当該事業所に係る被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

この取消処理について、管轄の年金事務所は「申立人に係る資格取得取消の届出書の提出は、当時の担当者が事業主へ指示したものであるとの申

述が得られたが、その理由は記録が残っておらず、詳細は不明である。」と回答している。

また、前述のとおり、平成 19 年 1 月 26 日付けの被保険者資格の取得者は申立人を含め 72 人であったことや、申立人の雇用保険の加入記録により、A 病院（\*）は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される上、前述の年金事務所は「平成 19 年 1 月 26 日付けの A 病院（\*）に係る厚生年金保険被保険者資格取得者が 72 人いることを踏まえると、適用事業所としての適用要件（5 人以上）を満たしており、被保険者資格の取得を取り消す合理的理由は無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的理由は無い上、平成 19 年 5 月 10 日付けで行われた厚生年金保険の取得取消処理は、事実即したものと考えるのが難しく、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の A 病院（\*）における資格取得日は同年 1 月 26 日、資格喪失日は同年 4 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者資格の取得取消前における平成 19 年 1 月の社会保険事務所の記録から、19 万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 29 日から 49 年 8 月 10 日頃まで  
A社に昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 8 月 10 日頃まで勤務していたが、  
48 年 12 月 29 日以降の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間につ  
いて、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所は「当時のことについては不明である。」と回答しており、また、申立期間に勤務していた従業員から申立人についての証言を得ることができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、同事業所において昭和 48 年 12 月 29 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格喪失日と一致している。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、当該被保険者資格喪失の際に健康保険証が社会保険事務所（当時）に返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 1 月から 2 年 1 月 13 日まで

A社に勤務した申立期間の被保険者記録が無い。厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時経理を担当していた事業主の妻の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が、A社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業主の妻は、従業員の社会保険の加入状況について「当時の資料等は保管していないが、当時は本人の希望により、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険を含む社会保険に加入しない従業員がいた。申立人は、歩合給の割合が多いB職として勤務しており、社会保険には加入していなかったと記憶している。」と証言している上、申立人は当該事業所における雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人は、申立期間当時の従業員数について、20人ほどが勤務していたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間当時の当該事業所の被保険者数は8人であったことが確認できることから、当時、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を積極的に行わなかったものと考えられる。

さらに、当該事業所の加入する健康保険組合では「A社は、昭和 63 年 4 月 1 日から当組合に加入しており、加入当時の被保険者記録は保管しているが、申立人の名前は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月7日から28年12月25日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金の支給日とされる昭和29年2月27日時点では、結婚のためA地からB地に転居していた。私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給した記憶が無いと申し立てているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給を示す支給金額、支給（開始）年月日等の記載がある上、申立人の脱退手当金支給金額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立人は婚姻のため申立期間に勤務していた事業所を退職後、昭和36年4月の国民年金制度の施行まで公的年金の加入歴が無く、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。